

富士見市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和53年条例第25号） 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第4条 略</p> <p>（急施の場合の特例）</p> <p>第5条 法第96条の4において準用する法第87条の5の規定による応急工事計画に基づく事業に要する経費の賦課徴収については、あらかじめその徴収を受けるべき者の3分の2以上の同意を得なければならない。</p> <p>第6条～第7条 略</p>	<p>第1条～第4条 略</p> <p>（急施の場合の特例）</p> <p>第5条 法第96条の4において準用する法第88条の規定による応急工事計画に基づく事業に要する経費の賦課徴収については、あらかじめその徴収を受けるべき者の3分の2以上の同意を得なければならない。</p> <p>第6条～第7条 略</p>